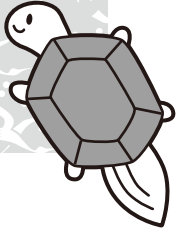




# ふれあい通信



平成24年4月  
第91号

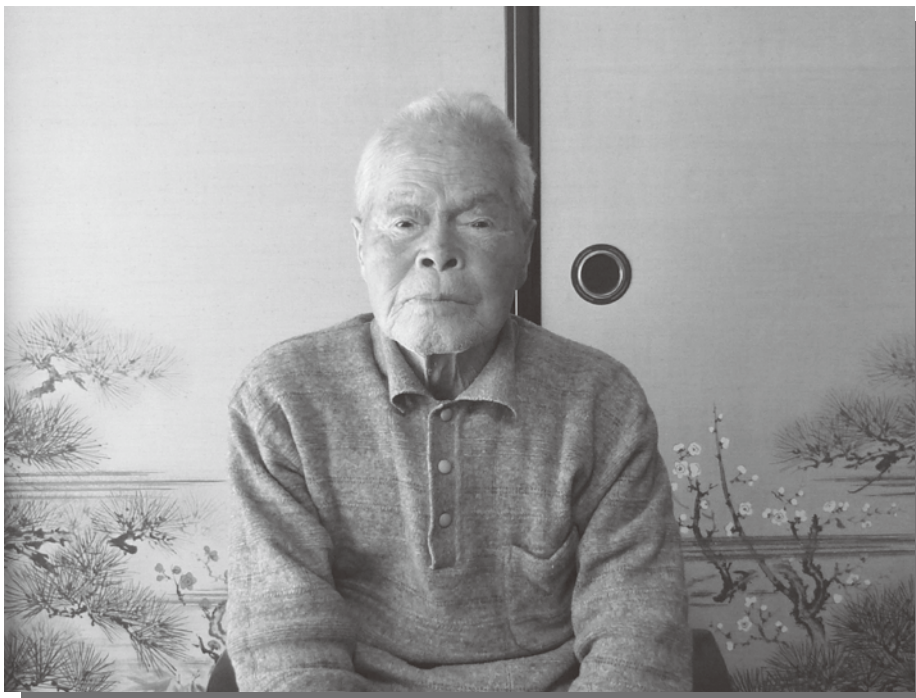
中津川市社会福祉協議会

中津川市かやの木町2番5号

●☎ 66-1111 内線633・634

●FAX 66-1934 ●Eメール shakyo@takenet.or.jp

●ホームページ <http://nakatsugawa-shakyo.jp/>



かわつえ  
川上地区  
原 彦太郎さん(93歳)

こんにちは 😊



川上地区にお住まいの原彦太郎さんは大正7年に川上地区御所根で生まれました。

学校を出た後、名古屋で大工の修行をしていましたが、戦争が始まり二十歳で戦地へ赴きました。戦地で負傷して命からがら帰国され、数年間の入院生活の後、川上へ戻られました。

終戦後、坂下の木工場へ勤務を始めた頃は松葉杖をついていました。が自転車に乗れるまでに回復し、職人の技を磨いてこられました。

木工場を辞めた後は建具職人をして子どもさんを3人育て上げられ、最近まで毎日割り箸を作って、川上のいきいき市場に出してみえました。

ここまで頑張ってこられた秘訣は「体を動かすこと」「何でも食べること」だそうです。



# 命をつなぐボタン



## 😊「命のボタン」(救急医療情報キット)を知っていますか？

急病や持病の悪化など、緊急時には秒単位の差が生死を分ける事も少なくありません。

生存率を高めるためには、既往症や服用薬などの情報を、医療現場に正確に、早く伝えることが重要です。

「命のボタン」は、緊急時に救急隊が必要とする情報を筒状のケースに入れ、どの家庭にもある冷蔵庫で保管し、緊急時に情報の伝達を行います。

万が一の緊急時や災害時に備えることで、おひとり暮らしの方などに安心して生活していただくものです。

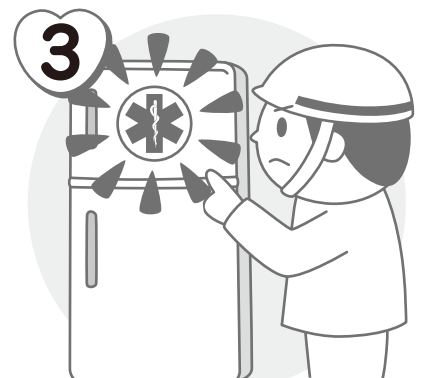
## 😊「命のボタン」を設置しておくで緊急時も安心です。



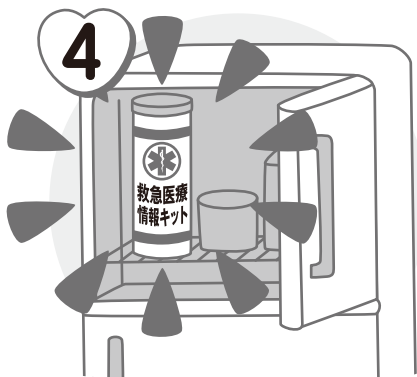
救急車を呼ぶ



この家には命をつなぐ為の情報伝達道具があると確認



冷蔵庫の中にあることを確認



冷蔵庫の中に「命のボタン」を発見



持病・かかりつけ医など、大切な情報が伝わる



適切な処置をして病院へ搬送

「命のボタン」が設置されていない家庭の方でも、まずは知っていることが大切です。「命のボタン」の設置は、社協支部や民生委員児童委員協議会など各地域ごとに取り組みが進められています。



# 第十二回 中津川読み方クイズ ～地名編～

■中津川の読み方の難しい地名を集めてみました。正しく読めますか？



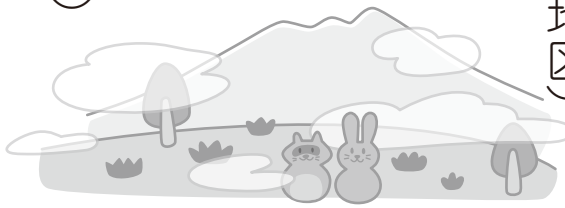
① 正ヶ根(中津川南地区)

② 大牧(苗木地区)

③ 曙(坂本地区)

④ 矢筈(阿木地区)

⑤ 霧ヶ原(神坂地区)



⑥ 西方寺(坂下地区)

⑦ 牧戸(加子母地区)

⑧ 正ヶ脇(付知地区)

⑨ 高ノ巣(ふくおか地区)

⑩ 長瀬(蛭川地区)

(※答えは次回号「6月号」をご覧ください。)



## 2月号の答え

- ① 大峡(おおはき)
- ② 日比野(ひびの)
- ③ 広久手(ひろくて)
- ④ 真原(さなわら)
- ⑤ 川並(かわなみ)
- ⑥ 田之尻(たのしり)
- ⑦ 諸田(もろだ)
- ⑧ 下浦(しもうれ)
- ⑨ 猪谷(いのたに)
- ⑩ 樺瀬(かんばせ)



## むかしの道具

振り分け荷物入れ  
(ふりわけにもついれ)



ずいぶんと昔、歩いて通行する時代、旅などに出かける人たちが、振り分けて肩に掛けて使った荷物入れの事。バランスよく運べるように、荷物を二つに振り分けて持ち歩いた。

素材は竹、柳、藤などで、編んで「つづら」のように作ったもの。







# 心配ごと相談のご案内 (4・5月)

開催日		時間	場所	問合せ・予約先
4月	9日(月)・23日(月)	13:00~15:30	健康福祉会館	社協本所 ☎ 66-1111 内633
	9日(月) (毎月第2月曜日)	13:30~15:00	川上かたらいの里	社協坂下支所 ☎ 75-5566
	18日(水) (毎月第3水曜日)	13:30~15:00	坂下福祉センターさくら苑	
	18日(水) (毎月第3水曜日) ※事前に予約が必要です	15:00~17:00	蛭川福祉センターやすらぎ荘	社協蛭川支所 ☎ 0573-45-3511
5月	14日(月)・28日(月)	13:00~15:30	健康福祉会館	社協本所 ☎ 66-1111 内633
	14日(月) (毎月第2月曜日)	13:30~15:00	川上かたらいの里	社協坂下支所 ☎ 75-5566
	16日(水) (毎月第3水曜日)	13:30~15:00	坂下福祉センターさくら苑	
	16日(水) (毎月第3水曜日) ※事前に予約が必要です	15:00~17:00	蛭川福祉センターやすらぎ荘	社協蛭川支所 ☎ 0573-45-3511



※相談は全て  
**無料**です。

※「無料法律相談」は平成24年4月から事業の見直しにより、中津川市消費生活相談室が窓口となります。開催日等は「広報なかつがわ」でお知らせとなりますので、よろしく願います。(問い合わせ：☎66-1111 内線161)



## 訪問販売に注意!!

高齢者の一人暮らしの方を狙った悪質な訪問セールスが増えています。



**一番の防止策は「きっぱり」断ることです!**

契約したが、解約したい時は、「クーリング・オフ制度」があります。訪問販売による契約についてクーリング・オフ期間は契約書を受け取った日からその日を含めて8日以内です。クーリング・オフ期間を過ぎても解約できるケースがあります。あきらめずにご相談ください。

**相談  
窓口**

- 中津川市消費生活相談室  
☎電話 **66-9188** (相談直通電話)
- 県民生活相談センター  
☎電話 **058-277-1003**



気をつけ  
ましょう!



身分を偽ってドアを開けさせる。断るとドアを蹴り飛ばす。

長時間居座り土下座をして無理やり頼み込んだりする。